

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（案） について

以下は、平成 29 年 7 月 3 日に行われた「全国介護保険担当課長会議」資料を要約し、論点を整理したものとします。

1 第 7 期基本指針の位置付け

- 基本指針では、第 6 期（平成 27～29 年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025 年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。
- 第 7 期（平成 30～32 年度）においては、第 6 期で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めていくために、第 7 期の位置付けを明らかにすることが求められる。
- 市町村は、基本指針に即して市町村介護保険事業計画を定めることとしている。

2 第 7 期基本指針のポイント

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- 平成 30 年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

3 基本指針の構成 ※下線部分が見直し箇所 ※吹き出しは国の考え方

第 1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

1 地域包括ケアシステムの基本的理念

- ① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ② 介護給付等対象サービスの充実・強化
- ③ 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- ④ 日常生活を支援する体制の整備
- ⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保

地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的支援体制の整備が市町村の努力義務

制度改正の理念「自立支援、介護予防・重度化防止」の明示

2 2025 年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標

3 医療計画との整合性の確保

医療計画との同時改定を踏まえた整合性の確保、協議の場の必要性

- 4 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上
- 6 介護に取り組む家族等への支援の充実【新設】
- 7 認知症施策の推進
- 8 高齢者虐待の防止等【新設】
- 9 介護サービス情報の公表
- 10 効果的・効率的な介護給付の推進
- 11 都道府県による市町村支援等
- 12 市町村相互間の連携
- 13 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進【新設】

地域ケア会議の内容や機能の明確化

特に、認知症の人を介護している家族等に対する支援体制の強化や、家族・要介護施設従事者に対する高齢者虐待防止対策の取組が重要

PDCAサイクルを活用して市町村の保険者機能を強化することが重要

第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

- 1 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項
 - 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
 - 2 要介護者等地域の実態の把握
 - ①被保険者の現状と見込み
 - ②保険給付の実績把握と分析
 - ③調査の実施
 - ④地域ケア会議等における課題の検討
 - 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
 - 4 平成 37 年度の推計及び第 7 期の目標
 - 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
 - 6 日常生活圏域の設定
 - 7 他の計画との関係
 - 8 その他
- 2 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項
 - 1 日常生活圏域
 - 2 各年度における介護給付等サービスの種類ごとの量の見込み
 - 3 各年度における地域支援事業の量の見込み

介護離職防止の観点から、働きながら介護に取り組む家族等の実情を把握し、介護サービスの取組や見込量を定める

地域ケア会議の内容や機能の明確化、ニーズの把握

目標の達成状況の住民への公表、PDCA活用（地域の実態把握に基づく課題分析、目標と取組内容の記載、自立支援・介護予防施策の推進、達成状況の評価）

- 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定【新設】 ←
- 3 市町村介護保険事業計画の任意記載事項
- 1 地域包括ケアシステム構築のための重点的に取り組むことが必要な事項
- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- ④ 地域ケア会議の推進【新設】 ←
- ⑤ 高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- ① 関係者の意見の反映
- ② 公募及び協議による事業者の指定
- ③ 都道府県が行う事業者の指定への関与【新設】 ←
- ④ 報酬の独自設定
- ⑤ 人材の確保及び資質の向上【新設】 ←
- 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- ① 介護給付等対象サービス
- ② 総合事業
- ③ 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価 ←
- 5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 6 市町村独自事業に関する事項
- 7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

地域の実情に応じて、高齢者の自立支援と介護予防等に向けた具体的な取組内容やその目標
 計画に記載した目標の達成状況の評価

地域ケア会議の内容や機能の明確化

サービス事業者の質の担保の観点も踏まえた、市町村協議制や事業者指定への保険者の関与

国や都道府県と連携して人材確保策の推進や質の向上に努める必要性

地域包括支援センターの評価の義務化、評価に基づく体制整備
 介護離職防止のための仕事と介護の両立不安等に対する相談支援の充実強化

第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

(省 略)